

参考2 計画の加筆・修正のポイント

※共通編 : 本市地域防災計画【共通編】

※地震・津波編 : 本市地域防災計画【地震・津波災害対策編】

※県計画 : 宮城県地域防災計画【原子力災害対策編】

(1) 「第1章 総則」について

	暫定計画 (H25. 3. 19)	本計画 (H26. 3 策定予定)	ページ
第6節 各主体の役割と業務大綱	○共通編を準用	●共通編及び県計画を踏まえ、新たに作成	16～20
第7節 原子力防災体制等の整備	—	●県計画を参考に、原子力防災部会の位置づけ、及び学識経験者などの専門家の助言を得ることについて、新たに記載	21
第8節 市の活動体制 1. 災害対策活動体制	○原子力施設の緊急事態区分と組織体制の対応関係を記載 ○今後の国の指針の動向を踏まえて具体的な活動体制を検討	●地震・津波編を準用し、「仙台市災害対策本部運営要領」及び「非常配備等に関する要領」に基づき、作成	22～31
第8節 2. 職員の配備・動員計画	○組織体制に対応した職員配備の方向性を記載		31～35
第8節 3. 各局区事務分掌	—	●共通編を参考に、新たに作成	35～36

(2) 「第2章 9つの施策パッケージ」について

- 全体共通の修正事項として、事故が発生したときに、緊急事態区分・基準値に応じて、どのような体制で、どのような対応を実施するか、事態の進展にどう対応するかについて加筆（暫定計画では、対応の方向性を示すに留まっている）

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第1節 情報収集と連絡体制	○関係機関との情報収集体制の整備・検討の方向性について記載	●東北電力との通報連絡協定締結を踏まえた記述の修正	38
	○事故発生後の対応として、事故発生後に東北電力から通報連絡を受け、参集連絡を行うとともに更なる情報収集を実施することについて記載	●東北電力からの通報連絡の第1報の受信等のケース別対応、原子力施設の緊急事態区分別の災害対策活動体制の発令、緊急時情報収集連絡系統について加筆	40～41
第2節 市からの情報発信	○平時の備えとして、 ・市民等への情報伝達体制 ・事故発生後の市民相談窓口の整備 ・風評被害対策の整備の方向性について記載	●市民等への情報伝達に関する考え方を加筆	43
	○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載	●市民等への情報伝達連絡系統を加筆 ●施設敷地緊急事態発生後、総合市民相談窓口を市役所内に設置すること、必要な要員について加筆 ●全面緊急事態発生後に風評被害対策を実施することについて加筆	44～45 45～46 46

	暫定計画(H25. 3. 19)	本計画 (H26. 2 策定予定)	ページ
第3節 環境モニタリング	<p>○平時の備えとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング実施要領を策定すること ・モニタリング要員を確保すること ・モニタリングポスト及びその他必要機器を整備すること ・平常時モニタリングを実施すること ・モニタリング情報の関係機関との共有体制を整備すること <p>について記載</p>	<p>●構成の変更</p> <p>●平常時モニタリングのねらいについて加筆</p> <p>●モニタリングの機器整備については、第8節にまとめて記載</p>	47
	<p>○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載</p>	<p>●原子力施設の緊急事態区分別の緊急時モニタリングの内容について加筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時～警戒事態 : 平常時モニタリング ・施設敷地緊急事態 : 緊急時モニタリング準備体制発令 ※モニタリングポスト等監視強化 ・全面緊急事態 : 空間放射線監視強化体制発令 ※モニタリングポスト等監視強化継続 ※随時計測実施(市内各所) ※緊急時モニタリング実施計画作成 ・プルーム通過時 : ※随時計測実施(市内各所) 停止 ※モニタリングポスト等監視強化継続 ・プルーム通過後 : 緊急時モニタリング開始 【初期段階】※市域の空間放射線量を幅広く速やかに計測 ※水道水のモニタリング強化 【市域計測後】※緊急時モニタリング実施計画の見直し (空間放射線量、放射性物質) ※緊急時モニタリング継続 ・復旧段階 : 復旧段階のモニタリングへの移行 	48～51

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第4節 退避・避難・避難 受入れ	<p>○平時の備えとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・来訪者の退避・避難の収容活動に必要な事項を整理すること ・災害時要援護者等の避難誘導・移送体制を地域団体の協力を得ながら整備すること ・他市町からの避難受入れ体制について、県等からの要請に基づき検討すること ・他市町からの一次避難者の避難施設リストを整備すること ・災害地域住民等に係る記録等を準備すること <p>について記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・来訪者の屋内退避・一時移転計画を策定することを加筆 ●地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制等の整備について加筆 ●災害時要援護者等の支援者の被ばく対策実施体制の整備について加筆 ●学校等施設における屋内退避実施体制の確保、生徒等の保護者への引渡しルールを定めることについて加筆 	52 53 53 53
	<p>○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・来訪者を対象に、屋内退避・一時移転計画に基づき、原子力施設の緊急事態区分別の屋内退避・一時移転を実施することについて加筆 <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態：屋内退避準備体制発令 ・全面緊急事態：屋内退避準備体制発令 ・放射性物質大量放出：屋内退避指示（自宅等へ） ・プルーム通過後：一時移転実施（20μSv/h超の地域） ●治安の確保及び火災の予防についての対応を加筆 	54～55 57

	暫定計画(H25. 3. 19)	本計画 (H26. 2 策定予定)	ページ
第5節 被ばく対策	○平時の備えとして, ・安定ヨウ素剤の配備・運用 ・スクリーニング等被ばく対策の実施体制 ・医療機関における検査・被ばく医療体制 ・汚染状況に応じた健康調査 について国の指針を踏まえて検討することを記載	●安定ヨウ素剤の配備・運用について次の内容を加筆 ・国の指針及び県計画を踏まえて, 安定ヨウ素剤配備・運用計画を策定すること(全年齢対象, 乳幼児・児童生徒, 妊婦への優先配布) ・原子力施設の緊急事態区分別の安定ヨウ素剤の運用について加筆 ※施設敷地緊急事態 : 安定ヨウ素剤服用準備体制発令 ※全面緊急事態 : 安定ヨウ素剤服用指示 (屋内退避指示の前, 指定避難所等において)	58, 60
	○事故発生後の対応として, 平時の備えで検討した内容に基づき, 各対応を実施することについて記載	●スクリーニング, 被ばく医療について次の内容を加筆 ・スクリーニング及び身体除染マニュアルを整備すること ・スクリーニング及び簡易除染を, 市民の一時移転避難施設, 避難者受入れ避難施設の救護所等において実施すること ・簡易除染実施後も基準値を超える被災者は, 県保健福祉事務所, 初期被ばく医療機関等に搬送して措置すること ・県が実施する初期被ばく医療以降の緊急時医療に協力すること, 必要に応じて本市としての初期被ばく医療の体制整備を図ること ●健康調査について次の内容を加筆 ・一時移転した市民や他市町からの避難者を対象に, 被ばく評価のため行動調査(被災者住民登録票)を実施すること ・国や県が長期にわたって実施する健康調査に協力する体制を定めること ●災害時要援護者等の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備について加筆(第7節 除染 から第5節に移動)	58~59 61~62 59, 62 59, 62

	暫定計画 (H25. 3. 19)	本計画 (H26. 2 策定予定)	ページ
		<ul style="list-style-type: none"> ●安定ヨウ素剤について、国の指針を踏まえ、屋内退避・一時移転計画及び安定ヨウ素剤配備・運用計画に基づき備蓄、維持管理することを加筆 ●身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材を配備することを加筆 ●緊急輸送の優先順位を加筆 	67 68 69
第9節 知識普及・啓発、 防災訓練	<p>○市民等に対する知識普及・啓発の考え方と主な手法、留意点（災害時要援護者等、男女ニーズの考慮等）を記載</p> <p>○対策要員の育成のため研修を実施すること、他機関が実施する研修を活用することを記載</p> <p>○防災訓練を実施すること、その際実践的な内容となるように工夫すること、事後評価を行い、活動体制等の見直しを実施することを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対策要員の育成のための研修について、育成の視点を加筆 	70